

安全・安心まちづくり推進地区の指定について

- 1 地区名
戸崎町町会地区（防犯対策を推進する地区）
- 2 団体名及び代表者
戸崎町町会 会長 江利川 勉 氏
- 3 地区の範囲
小石川一丁目25番4～9号、
白山二丁目1番～12番、15番～23番、33番～34番
- 4 地区指定経過
令和7年 9月 9日 推進地区指定の申請
10月30日 安全・安心まちづくり協議会において承認
12月 2日～令和8年1月6日 該当地区の区民意見を聴取
(寄せられた意見なし)
令和8年 3月23日 推進地区指定日（～令和11年3月22日）

(注) 防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに関する特定施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

戸崎町町会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）

